

三重県建築物耐震改修促進計画

<素案>

平成28年1月

三 重 県

H28.1.4

<u>第1章 はじめに</u>	
1	計画策定の背景 1
2	計画の位置づけ 2
<u>第2章 計画の基本事項</u>	
1	計画の目的等 3
	(1) 計画の目的 3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物 3
2	想定される地震と被害の状況 7
	(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性 7
	(2) 想定される地震 8
	(3) 想定される建物被害 8
3	耐震化の現状 10
	(1) 住宅の耐震化の状況 10
	(2) 建築物の耐震化の状況 11
<u>第3章 計画の方針</u>	
1	基本的な取組方針 12
2	計画の目標 12
	(1) 住宅の耐震化の目標 12
	(2) 耐震化の目標 15
3	施策の体系 17
<u>第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策</u>	
1	住宅の耐震化 18
	(1) 木造住宅の耐震化の支援 18
	(2) 住宅の耐震化の促進 20
	(3) 計画的な耐震化の推進 23
	(4) 多様な主体の連携 24
2	建築物の耐震化 25
	(1) 建築物の耐震化の支援 25
	(2) 建築物の耐震化の促進 26
	(3) 計画的な耐震化の推進 29
	(4) 多様な主体の連携 29
3	まちの安全 29
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策 29
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発 33
4	その他建築物の地震に対する安全対策 34
<u>第5章 その他計画の推進に関し必要な事項</u>	
1	独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修 36
2	市町が策定する耐震改修促進計画 36

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、平成15年7月の宮城県北部連動地震、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震等大地震、そして平成23年3月の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万8千人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大きな被害が発生しました。最近では、平成26年11月の長野県北部神城断層地震においても多くの住宅被害が発生しています。

一方、南海トラフを震源域とする巨大地震等の発生の切迫性も指摘されており、その被害も甚大なものと想定されています。

このことから、県内では、桑名市等の北部2市町と熊野市等の南部8市町のあわせて10市町が、東海地震に係る地震防災対策強化地域に、また、県内の全市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されており、地震防災対策を推進すべき地域に位置付けられています。

国においても、「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）」では、住宅や建築物の耐震改修が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきとされました。また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。

このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各都道府県において、住宅や建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとされました。

さらに、大規模な地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正され、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務化とその結果の公表や、耐震性の表示制度等が新たに規定されました。

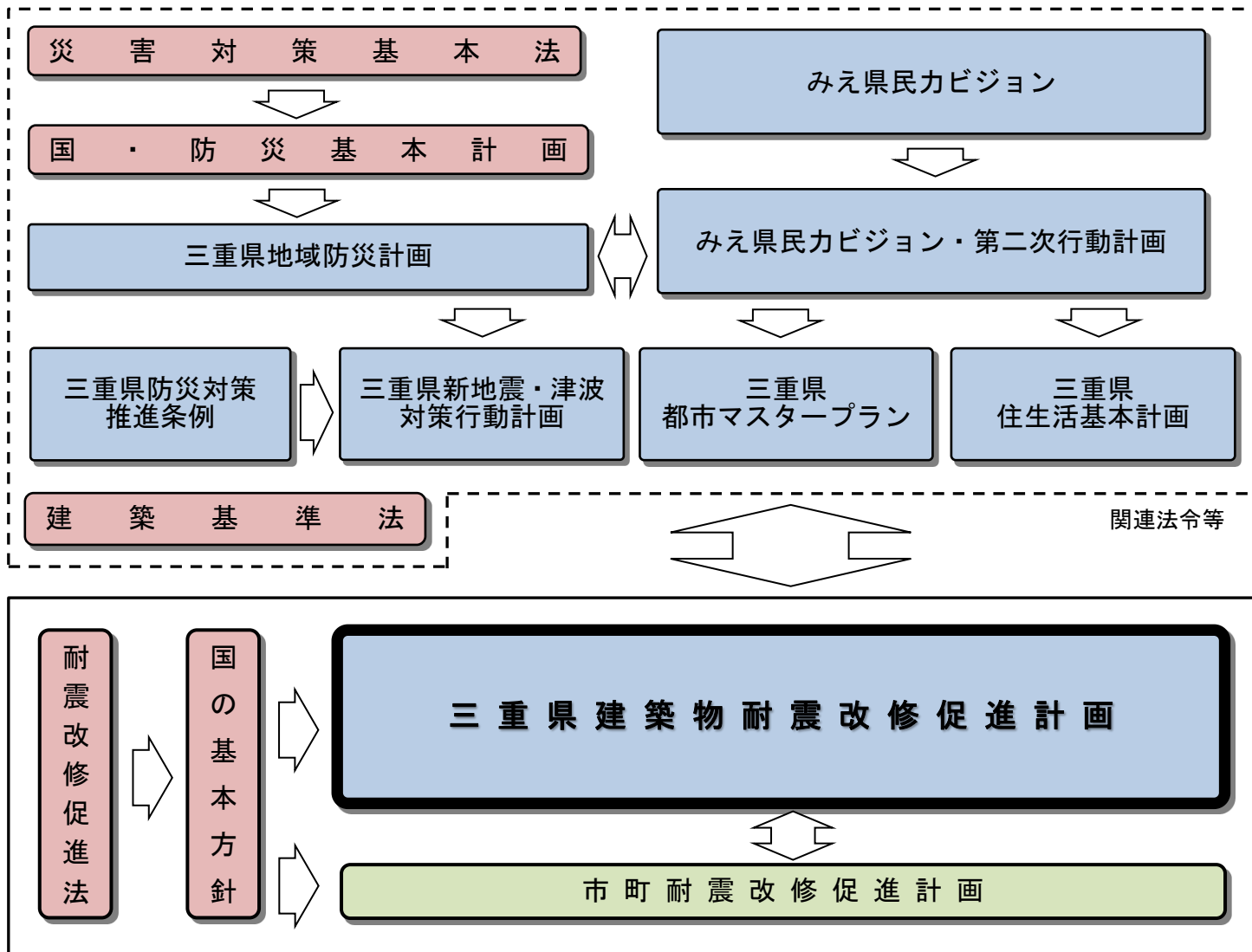
県では、これらの背景をふまえ、これまで以上に住宅や建築物の耐震化を推進し、県民のみなさんの生命や財産を守るため、平成19年3月に策定した「三重県耐震改修促進計画」を改定し、「三重県建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築基準法」、「三重県防災対策推進条例」を関連法令として、耐震改修促進法に基づき策定するものです。

また、「みえ県民カビジョン」のもとで、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」、「三重県地域防災計画」、「三重県都市マスタープラン」、「三重県住生活基本計画」、「三重県新地震・津波対策行動計画」と整合し策定しています。

■三重県耐震改修促進計画の位置づけ



第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、県内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、県民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、三重県全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年4月から平成33年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※)に建築された住宅及び、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

※ 住宅又は建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

【 参 考 】

.....

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物等

(1)特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）

- ① 多数の者が利用する建築物（法第14条第一号）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第二号）
- ③ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第三号）

(2)要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に示される建築物で以下に示すもの

- ① 都道府県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災上重要な建築物）（法第7条第一号）
- ② その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（法第7条第二号）
- ③ その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格（耐震不明建築物であるものに限り、(2)②に挙げる建築物であるものを除く。）（法第7条第三号）

※ 耐震性のない建築物とは、旧耐震基準で建築された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

(3)要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に示される建築物で以下に示す建築物で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月31日以前であるものを除く。）

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物（法附則第3条第一号）
- ② 地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物（法附則第3条第二号）
- ③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法附則第3条第三号）

.....

【(1)―①多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■ 多数の者が利用する建築物一覧表

法	政令第6条第2項	用途	規模
第14条第一号	第一号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積 500 m ² 以上
	第二号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上
	第三号	第二号以外の学校	階数3以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演劇場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場、	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物			
第四号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	

【(1)―②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物一覧表

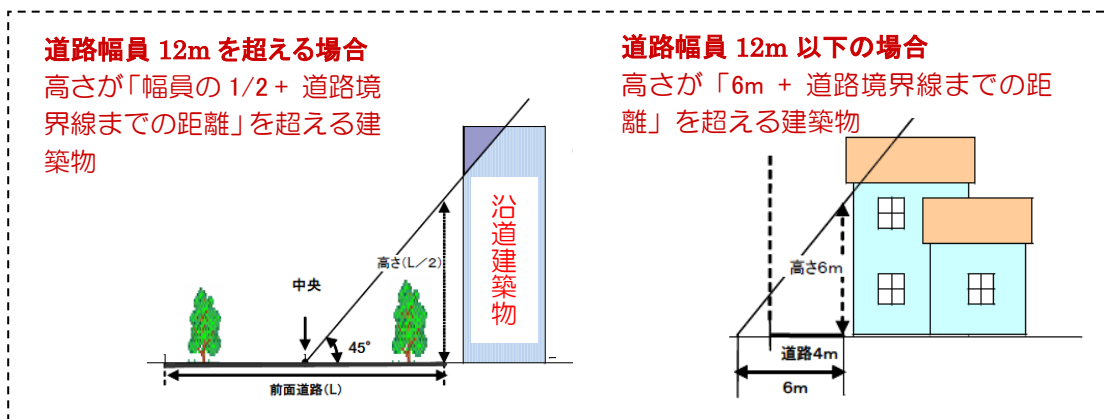
法	政令第7条第2項	危険物の種類	数量	
第14条第2号	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン
第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第五号	マッチ	300 マッチトン		
第六号	可燃性ガス(第七号、第八号に掲げるものを除く。)	2万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	200トン		

【(1)―③通行障害既存耐震不適格建築物】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

ア 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物（法第5条第3項第二号）



イ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第二号）

ウ 対象道路

第4章において記載します。

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性

本県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町贄浦、紀北町紀伊長島区地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、本県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（平成 26 年 1 月 1 日時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード 8～9 クラス）の今後 30 年以内の発生確率を 70% 程度としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

（2）想定される地震

県では、平成 26 年 3 月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、また、県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定し、被害予測等を取りまとめました。

今回は、南海トラフを震源域とする巨大地震について、過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうる実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。東日本大震災の発生直後にも各地で内陸地震が頻発しました。南海トラフ周辺においても、過去、1854 年 12 月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約 5 か月前の同年 7 月には、伊賀上野地震が発生しており、約 1,300 人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。また、県内は内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される 3 つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

（3）想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定して予測結果を示します。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、県全体で約 70,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 23,000 棟が全壊し、津波により約 38,000 棟が流出すると予測しています。

次に、内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測しています。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測しています。

頓宮断層帯地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,700 棟が全壊すると予測しています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

■ 想定地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 23,000	約 2,000	約 3,900	約 60	約 12,000	約 4,800
液状化	約 5,900	約 2,500	約 1,600	約 10	約 1,500	約 300
津波	約 38,000	約 8,500	約 4,800	—	約 16,000	約 9,100
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200
火災	約 2,100	約 20	約 70	約 10	約 1,800	約 40
計	約 70,000	約 13,000	約 11,000	約 90	約 32,000	約 14,000

■ 養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

■ 布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

■ 頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数 (単位:棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

3 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、平成 25 年の空き家等を含む住宅総数は 831,200 戸でした。この統計調査をもとに、県内の空き家等を除いた居住世帯のある住宅の状況を推計すると、平成 25 年度末の住宅総数は 699,400 戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は 568,670 戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は 81.3%となります。

一方、耐震性のない住宅は 130,730 戸（18.7%）と推計され、平成 15 年統計調査時点の 199,100 戸（31.6%）から 10 年間で 68,370 戸減少しています。

また、平成 26 年度末時点を推計すると、住宅総数 705,610 戸の内、耐震性のある住宅は 577,890 戸（81.9%）、耐震性がない住宅は 127,720 戸（18.1%）となります。

■ 三重県における住宅耐震化の状況 (単位:戸)

三重県における住宅戸数		H15 年度末	H20 年度末	H25 年度末	H26 年度末
住宅総数		629,200	680,900	699,400	705,610
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		430,100 (68.4%)	530,020 (77.8%)	568,670 (81.3%)	577,890 (81.9%)
昭和 56 年以降建築①		369,700	450,200	493,500	503,360
昭和 55 年以前建築の住宅総数		259,500	230,700	205,900	202,250
耐震性 あり	木造住宅 ^(※1)	31,190	54,110	53,070	53,140
	木造以外の住宅 ^(※2)	29,210	25,710	22,100	21,390
	計②	60,400	79,820	75,170	74,530
耐震性 なし	木造住宅 ^(※1)	190,410	143,290	124,540	121,810
	木造以外の住宅 ^(※2)	8,690	7,590	6,190	5,910
	計	199,100 (31.6%)	150,880 (22.2%)	130,730 (18.7%)	127,720 (18.1%)

この表の値はすべて県において推計して算出しています。

- ※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 25 年度末時点で 177,610 戸となります。
 ※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(2) 建築物の耐震化の状況

県内の多数の者が利用する建築物は平成 26 年度末時点で 6,800 棟あり、その内、新耐震基準で建築された建築物が 4,316 棟、旧耐震基準で建築された建築物は 2,484 棟となっており、旧耐震基準で建築された建築物の割合は 36.5%となっています

また、三重県における多数の者が利用する建築物の耐震化率^(※)は、85.7%となっています。

■ 三重県における多数の者が利用する建築物の状況 (単位:棟)

	三重県における多数の者が利用する建築物 計			
		県有建築物	市町有建築物	民間建築物
建築物総数	6,800	603	1,675	4,522
耐震性のある建築物数(①+②) (耐震化率)	5,828 (85.7%)	603 (100%)	1,619 (96.7%)	3,606 (79.7%)
新耐震基準建築①	4,316	290	820	3,206
旧耐震基準建築 計	2,484	313	855	1,316
耐震性あり②	1,512	313	799	400
耐震性なし	972	0	56	916

※ 「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は、市町調査をもとに推計しています。

※ 耐震化率の算定は、昭和 56 年 6 月 1 日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針

① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということ十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

② 県の支援

県は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また、県は、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合に、財政的支援を行うものとします。

③ 関係者との連携

県、市町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

2 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

① 現状と課題

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）において、国は住宅の耐震化率を平成 27 年までに 90%、平成 32 年までに 95%とする目標を設定していますが、平成 25 年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は 82%でした。

一方、三重県における住宅の耐震化率は、前掲のとおり平成 25 年度末推計値で 81.3%であり、この耐震化率を、国の掲げる目標である平成 32 年における耐震化率 95%とするには、耐震性のある住宅戸数が 706,800 戸（耐震性のない住宅については 36,900 戸）となる必要があります。これは、1 年につき 3,500 戸の耐震補強補助が必要となる規模ですが、近年の耐震補強補助実績が年 160 戸である状況からは現実的ではありません。

また、耐震化率の目標は、5年に一度の統計調査をもとに、今後5年後以降を見通し定めるものですが、耐震化率の算定基礎には景気の変動に大きく左右される新築住宅戸数や、除却・建替等による既存住宅の滅失戸数が含まれており、結果的に耐震化率の目

標値と統計調査の結果（実績値）とが乖離する等耐震化率の算定は困難なものとなっています。また、現在行っている旧耐震基準で建築された木造住宅（以下「旧耐震基準木造住宅」という。）の耐震化を支援するという施策の効果（耐震補強補助戸数）が現れにくいものとなっています。

そこで、県民の生命や財産を守るため、倒壊する可能性がより高い旧耐震基準木造住宅の耐震化の促進に引き続き取り組むことを前提に、景気の変動に左右されず、より施策効果が反映できる指標として、空き家等居住世帯のない住宅を除く「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を新たな指標として耐震化を促進することとします。

さらに、重点的に耐震化をすべき区域を中心に普及啓発に取り組む等、県民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取組を促し、住宅の耐震化率を少しでも国が掲げる95%に近づけられるよう取り組みます。

② 新たな耐震化の目標

平成25年統計調査をもとに、昭和55年以前建築の住宅戸数（空き家等居住世帯のない住宅を除く。）を推計すると、平成25年度末時点で205,900戸となり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は130,730戸で、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は63.5%となります。

そこで、近年の耐震補強補助実績平均が年160戸であるところを、年200戸を目標に、平成32年度末には「耐震性のない住宅戸数」を108,600戸、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を53%となるよう取り組みます。

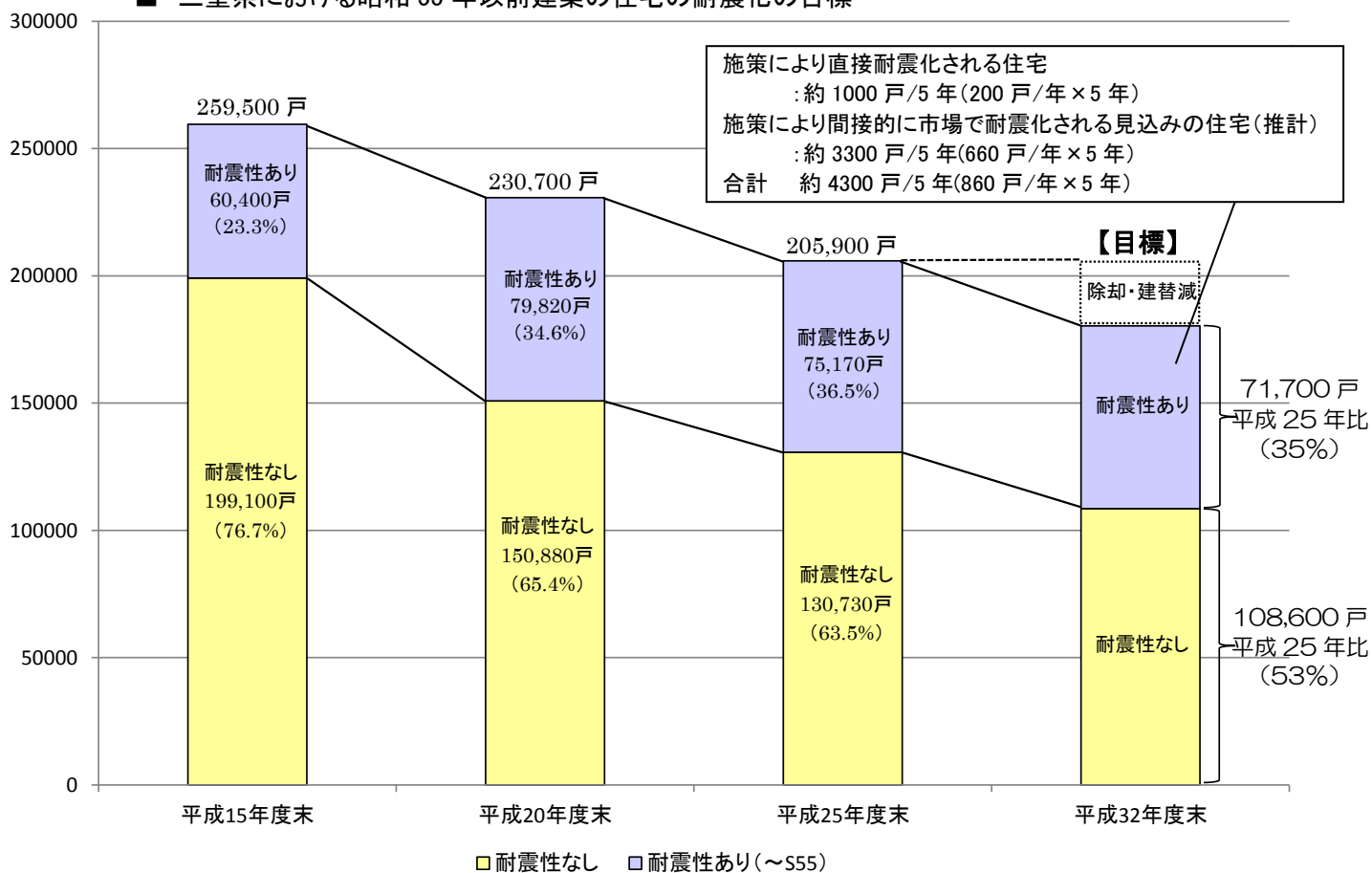
なお、この耐震補強補助戸数（200戸/年）の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、平成32年度末時点を推計すると、住宅総数は743,700戸、耐震性のある住宅は635,100戸、耐震化率は85.4%となります。

■ 三重県における住宅耐震化の目標

(単位:戸)

三重県における住宅戸数		H15 年度末	H20 年度末	H25 年度末	H32 年度末 年 3500 戸目標	H32 年度末 年 200 戸目標
住宅総数		629,200	680,900	699,400	743,700	743,700
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		430,100 (68.4%)	530,020 (77.8%)	568,670 (81.3%)	706,800 (95.0%) 努力目標	635,100 (85.4%)
昭和 56 年以降建築①		369,700	450,200	493,500	563,400	563,400
耐震性のない住宅戸数 (平成 25 年度比) (③/④)		—	—	(63.5%)		目標(53%)
昭和 55 年以前建築の住宅総数		259,500	230,700	④205,900	180,300	180,300
耐震性 あり	木造住宅	31,190	54,110	53,070	126,300	54,600
	木造以外の住宅	29,210	25,710	22,100	17,100	17,100
	計②	60,400	79,820	75,170	143,400	71,700
耐震性 なし	木造住宅	190,410	143,290	124,540	32,700	104,400
	木造以外の住宅	8,690	7,590	6,190	4,200	4,200
	計③	199,100 (31.6%)	150,880 (22.2%)	130,730 (18.7%)	36,900 (5.0%)	108,600 (14.6%)

■ 三重県における昭和 55 年以前建築の住宅の耐震化の目標



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

① 優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

多数の者が利用する建築物については、その用途が多岐にわたります。基本的には、全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

そこで、多数の者が利用する建築物の内、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な、避難施設、医療施設、災害応急対策の拠点施設等から優先的に耐震化を進めることとし、次の表に定める分類により優先順位を設定しました。

分類の方法は、県有建築物、市町有建築物及び県又は市町により防災上の位置付けがある民間建築物については、県及び各市町が地域防災上の観点から各建築物を分類した結果を用い、分類をしていない市町有建築物及び民間建築物（県又は市町により防災上の位置付けがあるものを除く。）については、次の表に示す用途の仕分けにより分類しました。この分類に基づき、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を設定します。

■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物(付属建築物等)	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物(付属建築物等)	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等
			上記以外	共同住宅、寄宿舎・下宿 ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I、II以外の建築物(付属建築物等)	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

② 県が所有する建築物の耐震化の目標

県有建築物の耐震化の目標は、県が所有する対象建築物について、旧耐震基準で建築された建築物で多数の者が利用する建築物に該当しない以下の建築物を含め、これまで耐震化を進めており、平成 26 年度末時点において、耐震化率 100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていきます。

- ・非木造で延べ床面積 200 m²を超えるもの。
- ・県営住宅に関しては、延べ床面積 200 m²未満も含む。
- ・小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く。

■ 県が所有する対象建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況

(平成 27 年3月 31 日時点)

用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率
A	I	133 棟	133 棟	100%
	II	25 棟	25 棟	100%
B	I	7 棟	7 棟	100%
	II	273 棟	273 棟	100%
C	I	260 棟	260 棟	100%
計		698 棟	698 棟	100%

③ 市町が所有する建築物の耐震化の目標

市町有建築物の耐震化の目標は、市町が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成 32 年度末までに耐震化率 100%とします。詳細な耐震化の目標及び整備プログラムは、各市町の耐震改修促進計画において、示すものとします。

なお、耐震化の対象とする建築物については、県有建築物で示している対象建築物を参考に、各市町の建築物の用途及び災害時の役割を勘案し、設定することとします。

■ 市町が所有する多数の者が利用する建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況

(平成 27 年3月 31 日時点)

用途分類	重要度による分類	建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率	
A	I	1,152 棟	1,115 棟	97%	
	II	7 棟	7 棟	100%	
B	I	180 棟	172 棟	96%	
	II	36 棟	33 棟	92%	
C	I	賃貸住宅等	230 棟	230 棟	100%
		上記以外	30 棟	26 棟	87%
	II	40 棟	36 棟	90%	
計		1,675 棟	1,619 棟	97%	

④ 民間建築物の耐震化の目標

民間建築物の耐震化の目標は、民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物である分類A及びBについて、平成32年度末までに耐震化率95%とします。

■ 民間の多数の者が利用する建築物の防災上の重要度分類による耐震化の状況及び目標

用途分類	重要度による分類	平成26年度末時点			平成32年度末目標		
		建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率	建築物推計総数	耐震性あり建築物数	耐震化率
A	I	508棟	453棟	89%	607棟	577棟	95%
	II	2棟	2棟	100%	5棟	5棟	100%
B	I	324棟	264棟	82%	367棟	349棟	95%
	II	37棟	32棟	87%	27棟	26棟	95%
計		871棟	751棟	86%	1,006棟	957棟	95%

※ 耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。

3 施策の体系

- 住宅の耐震化
 - 木造住宅の耐震化の支援
 - 住宅の耐震化の促進
 - 計画的な耐震化の推進
 - 多様な主体の連携
- 建築物の耐震化
 - 建築物の耐震化の支援
 - 建築物の耐震化の促進
 - 計画的な耐震化の推進
 - 多様な主体の連携
- まちの安全
 - まちづくりにおける建築物の耐震化対策
 - 耐震化の促進のための普及啓発
- その他建築物の地震に対する安全対策

第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

県は、以下の補助制度により、市町が行う住宅の耐震化の取組を支援します。

■ 待ったなし！耐震化プロジェクト

(平成 28 年3月時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。 ・国 1/2、県 1/4、市町 1/4 (補助基本限度額 46,320 円)	階数が 3 以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・国 1/3、県 1/6、市町 1/6 (補助基本限度額 24 万円)	耐震診断評点 1.0 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・国 11.5%+15 万 4,500 円/戸 (補助上限額 56 万 5,500 円) ・県 1/3、市町 1/3 (補助基本限度額 90 万円)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 1.0 以上とする補強工事 ・市町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・県 1/3 (補助基本限度額 60 万円)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと
木造住宅簡易耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・国 1/3、県 1/6、市町 1/6 (補助基本限度額 45 万円)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 0.7 以上とする補強工事 ・市町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)

■ 耐震シェルター設置支援事業

(平成 28 年3月時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
耐震シェルター設置支援事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅内に、耐震シェルター(当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物)を設置する場合に補助を行う。 ・県 1/2、市町 1/2 (補助限度額 12 万 5 千円(三重県型「耐震シェルター」補助限度額については 20 万円))	・階数が 2 以下の木造住宅 ・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅 ・65 歳以上の高齢者のみの世帯、または身体障がい者等が居住する世帯の住宅	・三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしていること ・三重県以外の地方公共団体において一定の基準を設けて認定している耐震シェルターであること ・公的な期間における試験により、現在補助対象としている耐震シェルター等と同等以上の性能を有することが認められるもの ・三重県木造住宅耐震補強事業費補助金交付要領による助成金交付を受けていないこと ・当該住宅の 1 階部分に設置するもので、1 世帯 1 箇所であること

② 部分的な耐震改修（一室補強等）に係る支援

「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（中央防災会議）において、『特に、建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、部分的な耐震改修を促進するなどの取組を充実させる必要がある』、『国、地方公共団体は、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を推進する必要がある』という見解が示されました。

しかしながら、現在の耐震改修促進法に基づく耐震基準においては、例えば、寝室一室の壁一枚だけの補強は、偏った配置による補強となる場合があり、結果的に住宅全体の耐震性が低下するようなこともあります。

そこで、県としては、部分的な耐震改修に係る評価基準を確立するよう、現在、国に対して提言しているところであり、今後も継続して働きかけを行っていきます。

なお、引き続き、費用負担がネックとなって耐震改修をためらう方等のために、安価かつ短期間に設置できる耐震シェルターの設置に係る支援や、倒壊の可能性を下げる簡易耐震補強補助を行います。

（2）住宅の耐震化の促進

県では、住宅の耐震化の促進のため、県民のみなさんに耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

県建築開発課・住宅課及び県内各建設事務所において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや建築全般についての相談窓口を設置し、相談を受け付けています。

特に、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことは、単独で耐震改修を行う場合に比べて費用及び手間を軽減できるため、相談時に情報提供することにより、リフォームにあわせた耐震改修が行われるよう誘導していきます。

引き続き、相談を受け付けるとともに、市町の担当部署や関係団体に設置された相談窓口等を充実していくよう促していきます。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、市町や関係団体と連携し実施していきます。

③ 県広報やインターネット等を活用した情報提供

広く県民のみなさんに情報を提供するため、県広報のほか、県ホームページ「e-すまい三重」に耐震に関する情報提供サイト「住まい安全安心21」を開設し、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/sumai/21/index.htm>)

「住まい安全安心 21」では、耐震診断・耐震改修や、家具固定等に関する情報を提供するとともに、旧耐震基準木造住宅にお住まいの方に無料耐震診断を受けていただける制度についての詳しい紹介や、「わが家の耐震診断」として、簡易に住宅の耐震性について確認できるような取組も行っているところです。

また、県の媒体だけでなく、市町の広報の活用により、耐震化の必要性や補助制度について情報提供を行うとともに、新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアを活用し、大型物販店舗、コンビニエンスストア等へのチラシ配置等による普及啓発を行っています。

引き続き、紙媒体やインターネット等を活用し、県民のみなさんに広く情報提供を行っていきます。

■ これまで発行したパンフレットの内容(「住まい安全安心 21 通信」)

第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
地震と家のおはなし、わが家の耐震診断など	専門家による耐震診断、耐震補強など	耐震補強の実例、まちとしての耐震対策など	耐震改修工事の発注、契約方法など	耐震改修工事のチェックポイント、まちの改善例など
第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
災害に強いまちづくり、地震発生時にやるべきことなど	木造住宅耐震診断・耐震補強補助事業の制度紹介など	家具の転倒防止対策特集	木造住宅の耐震診断から耐震補強までの流れなど	木造住宅耐震補強事例集



④ 防災教育を通じた啓発

学校における防災教育の場を通じ、生徒や参観していただいた保護者等に、住宅耐震化の必要性の認識を深めていただくとともに、子どもから親や祖父母等に「防災の重要性」が伝えられることによる家庭での耐震化意識の共有促進に取り組みます。

⑤ 地元組織を通じた啓発

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、県民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。

そのため、自治会や自主防災組織等の地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。しかし、地元組織においては、耐震化や地震に対する専門的知識が十分でない場合があることから、現在市町や専門家と協働し、自治会での住宅耐震説明会や「みえ出前トーク」等を実施することで、地元組織の取組に対して支援を行っています。

また、地元組織が自主的な防災活動や耐震化に円滑に取り組めるよう、活動マニュアルとして作成した「自主防災リーダーハンドブック」を配布し、支援を行っています。

引き続き、こうしたマニュアル等も活用し、地元組織との連携を深めていきます。



⑥ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

建築基準法施行令に基づく構造規定は、これまで、宮城県沖地震を受けた昭和 56 年改正（必要耐力壁量の強化や面材壁倍率という考え方の導入等）と、阪神・淡路大震災を受けた平成 12 年改正（木造住宅の耐力壁の配置バランスや仕口金物等の仕様の明確化等）により強化されてきました。

このような経緯の中、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に建築された木造住宅については、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合の調査結果（平成 26 年 12 月 17 日）（例えば、「現在の法令に基づく構造規定と照らし合わせると耐力壁量は満足しているものの、耐力壁がバランスよく配置されていない、また、仕口金物が不十分であること等により、耐震性が劣る木造住宅が存在する」等。）や、旧建設省の調査結果（平成 7 年 8 月）（「阪神・淡路大震災では、「昭和 56 年以前」の建物に被害が集中した」等。）が報告されています。

そこで、県としては、これらの報告を踏まえつつ、木造住宅は非木造住宅に比べ経年劣化がおこりやすい建物であり、維持管理によっては腐食が進む等耐震性が低下することから、建築時に新耐震基準に適合している「新耐震基準木造住宅」であっても、その耐震性の確保と維持管理は建物所有者が主体的に取り組んでいただく必要があることを、広く啓発していきます。

また、「新耐震基準木造住宅」への耐震化支援補助対象の拡大については、補助事業実施主体である市町の意向を適宜把握する中で、検討を進めます。

(3) 計画的な耐震化の推進

県では、計画的な耐震化の推進のため、県民のみなさんが安心して住宅の耐震化を考慮していただけるよう、環境整備等に取り組みます。

① 住まい改修アドバイザーの養成及び人財バンク登録の実施

木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う専門家の技術・知識の向上や、住民相談に対応できる専門家を養成するため、「住まい改修アドバイザー研修」等様々な研修を開催し、アドバイザーの養成を行ってきました。

引き続き、専門家による相談体制の充実を図るため、専門家の養成及び「みえの住まいの人財バンク」への登録を促していきます。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/sumai/21/jin-bank/index.shtm>)

② 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会において、設計、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」を開催しています。

今後も、県民のみなさんが安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができるよう、事業者等に対する講習会等の継続を支援することで木造住宅耐震診断員登録者数の増加につなげていきます。

③ 木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大（安価な工法の採用）

補助対象工法については、平成 24 年度まで、耐震改修促進法に基づく告示（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定められている工法のほか、一般財団法人日本建築防災協会において、その耐震性能について適正と評価された工法のみを補助対象として取り扱ってきました。

しかしながら、昨今、民間において多種多様な工法が開発され、工事費の削減や工期の短縮が可能となってきていることから、平成 25 年度から、このような工法のうち、公的機関等により耐震性能について適正と評価された工法については補助対象として取り扱うこととしました。

今後も、費用負担がネックとなって耐震改修をためらう方等が耐震改修に取り組むことができるよう、安価な工法を初めとした様々な工法の普及に取り組みます。

④ 耐震改修の際の仮住居としての特定優良賃貸住宅の活用

住宅の耐震改修を行う場合、耐震改修工事期間中に居住する仮住居の確保が必要となる場合があります。しかし、個人で探すと、なかなか適当な仮住居が確保できない場合があることから、結果的に耐震改修が進まない要因の一つとなっていると考えられます。

そこで、「仮住居が確保できないことによる耐震改修の未実施」をなくすため、特定優良賃貸住宅制度を活用して供給された県内の賃貸住宅を、耐震改修促進法第 5 条第

3項第四号の規定に基づき、耐震改修を行う場合の仮住居として活用できるよう取り組みます。

■ 特定優良賃貸住宅制度の活用

(平成 28 年3月時点)

入居対象	耐震改修促進法第 17 条第3項の規定により認定を受けた耐震改修計画(耐震改修促進法第 18 条第1項の規定による変更の認定を受けたときは変更後の計画)に係る住宅の耐震改修を行う者であって、仮住居を提供することが必要であると認められた者
対象となる特定優良賃貸住宅	三重県内にある特定優良賃貸住宅(平成 28 年3月時点:41 戸)で、入居者の募集をしたにもかかわらず3ヵ月以上入居者が確保できず、例外的に入居者を入居させることについて知事の承認を得た住戸
入居期間	賃貸期間:2年以内 契約形態:借地借家法第 38 条第1項の規定による定期借家契約

(4) 多様な主体との連携

平成 17 年に、産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学等）、官（県・10 市）の連携により「三重県木造住宅耐震化推進会議」を設置し、効率的、効果的な広報の検討や、新たな補強工法の検討などを行ってきました。

引き続き、産・学・官が連携し、耐震化の促進に取り組めます。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震化の支援

県では、特に防災上重要な建築物等の耐震化を促進するため、以下の補助制度により、建築物の耐震化の支援を行います。

■ 建築物に係る耐震化支援事業等の概要

(平成 28 年3月現在)

事業名	概要	補助率等
地域減災力強化推進補助金(避難所総合整備推進事業)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された公共的施設(自治体が所有するものを除く。)のうち、市町地域防災計画で避難所に指定されている建築物の耐震化事業(耐震診断、耐震補強計画、設計、耐震補強工事)に対して、その費用の一部を補助する。	【負担比率】 県 1/2、市町 1/2 ※上限有り。上記負担割合は市町の負担額による。
医療施設耐震化整備促進事業補助金(医療施設耐震診断促進事業、医療施設耐震設計促進事業、医療施設耐震補強整備事業)	以下に該当する病院の耐震化事業(耐震診断・耐震設計・耐震補強工事)に対して、その費用の一部を補助する。 ・災害拠点病院 ・病院群輪番制参加病院 ・各市町で唯一の病院 ・離島、へき地診療所 (以下「地域の拠点となる医療施設」という。)	【負担比率】 県 1/3、事業者 2/3 ※上限有り。
医療施設耐震化整備促進事業補助金(医療施設耐震整備事業)	地域の拠点となる医療施設のうち、国庫補助事業(医療提供体制施設整備交付金等)により交付金等を受ける医療施設耐震整備(必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費)に対して、その費用の一部を補助する。	【負担比率】 国 1/2、県 1/3、事業者 1/6 ※上限あり。
児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金	地震発生時等に自力で避難することが困難な者が入所する児童福祉関係施設(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設)において、入所する者の安全安心を確保するために必要な耐震診断を行う施設に対して、その費用の一部を補助することにより、児童福祉関係施設の耐震化の推進を図る。	【負担比率】 国 1/3、県 1/3、事業者 1/3 ※上限有り。
私立学校校舎等耐震化整備費補助金	私立学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)の校舎等の耐震化(耐震診断・耐震補強計画策定・耐震補強設計・耐震補強工事・耐震改築工事)および危険性の高い非構造部材の耐震対策に取り組む学校法人に対して支援を行う。	【負担比率】 (診断)県 1/2、事業者 1/2 (設計)県 1/4、事業者 3/4 (工事)国 1/3、県 1/4、事業者 5/12 ※上限有り。

事業名	概要	補助率等
大規模建築物耐震改修事業費補助金(大規模建築物耐震対策促進事業)	耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物のうち、次のいずれかに該当する建築物に対する耐震改修の支援を行う。 ①災害時に避難所として活用される建築物 ②災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物	【負担比率】 国 1/3、県 5.75%、市町 5.75% ※上限有り。
環境・防災対策等促進資金【融資】	県内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者及び組合であって、次のいずれかに該当するとして知事の認定を受けた方に一定の融資を行う。 ①既存の工場、倉庫、店舗及び事務所の耐震性を把握するための耐震診断、適切な補強方法の検討をするための補強計画又は補強計画に適合した改修工事を実施するための耐震改修設計 ②既存の工場、倉庫、店舗及び事務所の耐震性を向上させるための改修・補強 ③機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置 その他	融資利率 1.4 又は 1.45 保証料 0.45～1.50 融資限度額 (設備資金) 5,000 万円 (運転資金) 500 万円 融資期間 (設備資金) 10 年以内(措置1年以内) (運転資金) 5年以内

(2) 建築物の耐震化の促進

県では、建築物の耐震化の促進のため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、耐震化状況の公表や指導、助言等を行っていきます。

① 耐震化を促進する環境整備

県では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行っていきます。

ア 建築物の所有者への周知

平成 25 年の耐震改修促進法の改正では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務を課しました。

そこで、県のホームページなどを活用して、法改正の概要や建築物の耐震化に関する情報提供を行っていきます。

イ 相談窓口での情報提供

住宅と同様に、県土整備部建築開発課・住宅課の窓口をはじめ、県内の各建設事務所や市町の建築・防災担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、所管行政庁では、所有する建築物が、改正耐震改修促進法により耐震診断

が義務付けられる建築物に該当するか否かについて判断を行い、県や市町の窓口では、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供を行っていきます。

ウ 専門家・事業者の育成等

耐震診断を実施する有資格者等について、一般財団法人日本建築防災協会等と連携してセミナー・講習会を開催して育成を図ります。また、育成した有資格者等については、所有者等へ情報提供を行っていきます。

② 県有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表

県有建築物のうち、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の実施状況については、三重県防災対策部のホームページ「県有建築物の耐震化の状況について」において、公表しています。

また、市町有建築物のうち、各市町の耐震改修促進計画において示される、耐震化の目標設定の対象となっている建築物の耐震診断結果及び耐震化の状況については、市町と連携し公表を行っていきます。

③ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表

改正耐震改修促進法により要緊急安全確認大規模建築物については、平成27年12月末までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられました。改正耐震改修促進法に基づき、公表される要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果について、公表後に耐震改修等が実施された建築物にあっては、公表内容にその旨を付記するなど、所有者が迅速に耐震改修等に取組んだ成果を公表します。

④ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導

(重点的に指導等を行う建築物)

防災拠点の確保や、地震被害の軽減を図るため、原則として、以下の建築物について、重点的に指導等を行っていきます。

- ア 社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設
- イ 不特定多数の人が避難施設として使用する可能性がある、上記ア以外の施設
- ウ 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

(耐震改修促進法による指導、助言等の実施)

耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修促進法による耐震診断の命令等は、以下のとおり実施します。

- ア 耐震改修促進法第8条第1項及び第2項及び附則第3条第3項に基づく命令及び公表対象となる建築物の所有者に対し、正当な理由がなく、耐震診断を実施しない場合、診断の結果を報告するよう命令し、その旨を公表します。公表は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、県公報への登載やホームページへの掲載等

の方法によるものとします。

耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修促進法による耐震改修の指導等は、以下のとおり実施します。

- ア 耐震改修促進法第 12 条第 1 項及び附則第 3 条第 3 項に基づく指導及び助言対象となる建築物の所有者に対し、耐震改修の必要性を説明し、その実施を促す。指導及び助言は、啓発文書の送付などにより行います。
- イ 耐震改修促進法第 12 条第 2 項及び附則第 3 条第 3 項に基づく指示指導又は助言を受けた建築物の所有者に対して、耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行います。
- ウ 耐震改修促進法第 12 条第 3 項及び附則第 3 条第 3 項に基づく公表指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必要な耐震改修を実施しない場合は、その旨を公表します。公表に当たっては、建物所有者による耐震改修の実施計画の有無など、計画的な耐震改修の実施の見込みを勘案して判断します。公表は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、公報への登載やホームページへの掲載等の方法によるものとします。

既存耐震不適格建築物について、耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の指導等は、以下のとおり実施します。

- ア 耐震改修促進法第 15 条第 1 項及び第 16 条第 2 項に基づく指導及び助言対象となる既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明して、その実施を促す。指導及び助言は、啓発文書の送付を始め、確認申請時の指導啓発等の機会を活用して行います。
- イ 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の所有者について、指導及び助言により耐震診断又は耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行います。
- ウ 耐震改修促進法第 15 条第 3 項に基づく公表指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、指示に従わず、必要な耐震診断又は耐震改修を実施しない場合は、その旨を公表します。公表に当たっては、建物所有者による耐震診断又は耐震改修の実施計画の有無など、計画的な耐震診断・耐震改修の実施の見込みを勘案して判断します。公表は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、公報への登載やホームページへの掲載等の方法によるものとします。

(建築基準法による勧告又は命令の実施)

原則として、耐震改修促進法第 12 条第 3 項、第 15 条第 3 項又は附則第 3 条第 3 項に基づく公表を行ったにもかかわらず、建物所有者が耐震改修を行わない建築物のうち、建築基準法第 10 条の規定に該当する建築物についてはその建物所有者等に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行うことを検討します。

(所管行政庁との連携)

耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導にあたっては、所管行政庁と連携し行っていきます。

(3) 計画的な耐震化の推進

平成25年の耐震改修促進法の改正では、建築物の耐震改修の促進策が複数、設けられました。県では、これら耐震改修促進法の各種認定制度を活用して建物の耐震化を促進していきます。なお、制度に関しては、戸建て住宅やマンションも活用可能です。

① 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（法第17条）

これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用の出来ない耐震改修工法がありました。

今後、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図れます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第22条）

建築物の所有者は、所管行政庁から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に、認定を受けたことを表示できます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和(3/4→1/2)（法第25条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4以上から1/2超(過半数)に緩和されます。

(4) 多様な主体の連携

県は、関係部局との連携はもとより、施設関連団体等に対し、耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組むとともに、施設関連団体等（医師会や旅館組合等）と連携し、建築物の迅速で効果的な耐震化を促進します。

3 まちの安全

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

ア 耐震診断義務化対象路線の指定

耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊し

た際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線を指定します。

この耐震診断義務化対象路線は、三重県地域防災計画に基づき定められた、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路【別表】を指定します。

この指定により、同法第7条第1項第二号の規定に基づき、耐震診断義務化対象路線沿道で道路を閉塞する恐れのある建築物(※1)は、平成33年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁(三重県、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市)へ報告することを義務付けます。(※2)

(※1) P7「通行障害既存耐震不適格建築物」参照

(※2) 亀山市、伊賀市、名張市については、建築基準法第6条第1項第4号に規定の建築物を対象とし、それ以外の建築物は三重県へ報告することになります。

イ 耐震診断指示対象路線の指定

耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定します。

この指定により、耐震改修促進法第14条第1項第三号の規定に基づき、耐震診断等指示対象路線沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物(※1)は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

ウ その他の道路の沿道の耐震化

第1次緊急輸送道路以外の道路の沿道の建築物の耐震化については、市町が定める耐震改修促進計画において、同法第6条第3項第一号又は第二号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した際に、その建築物の敷地に接する道路の通行を妨げ、当該市町の区域における多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するために、第2次緊急輸送道路や第3次緊急輸送道路、その他の道路を指定することが考えられます。

なお、県は、市町の耐震改修促進計画において、当該道路を指定するにあたっては、市町と十分な調整を行っていきます。

【別表】三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路一覧表

路線番号	路線名	区間		連絡路線(拠点)名	
		起 点 (市町字名)	終 点 (市町字名)	起 点	終 点
第 1 次 緊 急 輸 送 道 路					
高速自動車道(中日本高速道路(株)管理)					
	東名阪自動車道	桑名市	亀山市	愛知県境	伊勢自動車道
	伊勢自動車道	亀山市	伊勢市	東名阪自動車道	一般国道23号
	伊勢湾岸自動車道	木曾岬町	四日市市	愛知県境	東名阪自動車道
	紀勢自動車道	紀北町紀伊長島区	多気町	一般国道422号	伊勢自動車道
	新名神高速道路	亀山市	亀山市	東名阪自動車道	滋賀県境
高速自動車道(国土交通省管理)					
	紀勢自動車道	尾鷲市	紀北町紀伊長島区	一般国道425号	一般国道422号
一般国道(国土交通省管理)					
1	一般国道1号	桑名市長島町押付	亀山市関町坂下	愛知県境	滋賀県境
1	一般国道1号(北勢BP・川越)	川越町南福崎	四日市市大矢知町	一般国道23号	(主)上海老茂福線
23	一般国道23号	木曾岬町川先	伊勢市宇治浦田町	愛知県境	(主)伊勢磯部線
23	一般国道23号(中勢BP)	津市大里窪田町	松阪市小津町	(主)津関線	一般国道23号
25	一般国道25号	亀山市太岡寺町	伊賀市治田	東名阪自動車道	奈良県境
25	一般国道25号	四日市市塩浜	四日市市大治田	一般国道23号	一般国道1号
42	一般国道42号	松阪市小津町	紀宝町成川	一般国道23号	和歌山県境
42	一般国道42号(紀宝BP)	紀宝町井田	紀宝町成川	一般国道42号	和歌山県境
42	一般国道42号(熊野尾崎道路)	尾鷲市南浦	熊野市大泊町	一般国道42号	一般国道42号
258	一般国道258号	桑名市多度町柚井	桑名市泉	岐阜県境	一般国道23号
一般国道(県管理)					
25	一般国道25号	伊賀市上野農人町	伊賀市上野西大手町	一般国道163号	一般国道163号
163	一般国道163号	伊賀市島ヶ原山菅・	伊賀市荒木	京都府境	名阪国道
164	一般国道164号	四日市市千歳町	四日市市中部	臨港道路・千歳4号幹線	一般国道1号
165	一般国道165号	名張市安部田	津市雲出本郷町	奈良県境	一般国道23号
167	一般国道167号	志摩市阿児町鶴方	志摩市磯部町恵利原	一般国道260号	(主)伊勢磯部線
260	一般国道260号	志摩市阿児町鶴方	志摩市阿児町鶴方	一般国道167号	三重県志摩庁舎
422	一般国道422号	紀北町紀伊長島区東長島	紀北町紀伊長島区東長島	紀勢自動車道	一般国道42号
425	一般国道425号	尾鷲市倉ノ谷町	尾鷲市倉ノ谷町	一般国道42号	紀勢自動車道
主要地方道					
8	四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸3丁目	鈴鹿市北玉垣町	鈴鹿市役所	一般国道23号
10	津関線	津市広明町	津市芸濃町桶原	一般国道23号	名阪国道
22	伊勢南島線	伊勢市岩渕町	伊勢市本町	伊勢市役所	(主)伊勢磯部線
24	松阪久居線	松阪市鎌田町	松阪市本町	一般国道42号	(主)伊勢松阪線
27	神戸長沢線	鈴鹿市三畑町	鈴鹿市長沢町	市道津賀三畑線	東名阪自動車道
32	伊勢磯部線	伊勢市本町	志摩市磯部町恵利原	(主)伊勢南島線	一般国道167号
34	七色峽線	熊野市井戸町	熊野市井戸町	三重県熊野庁舎	一般国道42号
42	津芸濃大山田線	津市丸之内	津市一色町	一般国道23号	伊勢自動車道
54	鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸3丁目	鈴鹿市庄野羽山3丁目	(主)四日市鈴鹿環状線	市道庄野汲川原線
59	松阪第2環状線	松阪市伊勢寺町	松阪市大塚町	伊勢自動車道	一般国道42号
64	上海老茂福線	四日市市中村町	四日市市茂福町	東名阪自動車道	一般国道1号
69	湾岸桑名インター線	桑名市福岡町	桑名市和泉	伊勢湾岸自動車道	一般国道258号
一般県道					
114	上浜高茶屋久居線	津市上浜町	津市上浜町	一般国道23号	三重県津庁舎
114	上浜高茶屋久居線	津市高茶屋小森町	津市久居新町	一般国道165号	陸上自衛隊久居駐屯地
204	木本港熊野市停車場線	熊野市木本町新出町	熊野市井戸町	市道新出町1号線	熊野市役所
401	桑名四日市線	四日市市羽津	四日市市白須賀	一般国道23号	一般国道1号
637	辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市汲川原町	鈴鹿市津賀町	一般国道1号	市道津賀三畑線
713	東大淀小侯線	伊勢市東大淀町	伊勢市小侯町明野	一般国道23号	陸上自衛隊明野駐屯地
756	松阪環状線	松阪市内五曲町	松阪市内五曲町	市道外五曲下村線	市道松阪公園桜町線
778	中井浦九鬼線	尾鷲市坂場町	尾鷲市坂場町	一般国道42号	市道坂場銀杏町線
市町道					
	市役所南線(桑名市)	桑名市中央町	桑名市中央町	一般国道1号	桑名市役所
	四日市中央線(四日市市)	四日市市三栄町	四日市市三栄町	四日市市役所	一般国道1号
	末広新正線(四日市市)	四日市市新正4丁目	四日市市新正3丁目	一般国道1号	市道新正43号線
	新正43号線(四日市市)	四日市市新正3丁目	四日市市新正3丁目	市道末広新正線	市道新正44号線
	新正44号線(四日市市)	四日市市新正3丁目	四日市市新正3丁目	市道新正43号線	国土交通省四日市港湾事務所
	飯野十宮線(鈴鹿市)	鈴鹿市西條町	鈴鹿市西条7丁目	(主)鈴鹿環状線	市道西条227号線
	西条227号線(鈴鹿市)	鈴鹿市西条7丁目	鈴鹿市西条3丁目	鈴鹿市道飯野十宮線	三重県鈴鹿庁舎
	庄野汲川原線(鈴鹿市)	鈴鹿市庄野羽山3丁目	鈴鹿市汲川原町	(主)鈴鹿環状線	一般国道1号
	津賀三畑線(鈴鹿市)	鈴鹿市津賀町	鈴鹿市三畑町	(一)辺法寺加佐登停車場線	(主)神戸長沢線
	宮町高町線(松阪市)	松阪市宮町	松阪市高町	一般国道42号	一般国道23号
	松阪公園桜町線(松阪市)	松阪市本町	松阪市内五曲町	(主)松阪久居線	(一)松阪環状線
	外五曲下村線(松阪市)	松阪市川井町	松阪市内五曲町	(主)松阪第2環状線	(一)松阪環状線
	勢田5号線(伊勢市)	伊勢市勢田町	伊勢市勢田町	三重県伊勢庁舎	(主)伊勢磯部線
	茅町駅四十九新池線(伊賀市)	伊賀市問屋町	伊賀市四十九町	名阪国道	三重県伊賀庁舎
	卸商業団地線(伊賀市)	伊賀市緑ヶ丘南町	伊賀市問屋町	名阪国道	名阪国道
	坂場銀杏町線(尾鷲市)	尾鷲市坂場町	尾鷲市中央町	(一)中井浦九鬼線	尾鷲市役所
	新出町1号線(熊野市)	熊野市木本町新出町	熊野市木本町新出町	一般国道42号	(一)木本港熊野市停車場線
その他道路					
	臨港道路・露1号幹線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	一般国道23号	臨港道路・露6号支線
	臨港道路・露5号幹線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	臨港道路・露1号幹線	四日市港管理組合
	臨港道路・露3号支線(四日市港)	四日市市霞	四日市市霞	臨港道路・露1号幹線	四日市港(霞)
	臨港道路・千歳1号幹線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	臨港道路・千歳4号幹線	臨港道路・千歳1号支線
	臨港道路・千歳4号幹線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	一般国道164号	臨港道路・千歳1号幹線
	臨港道路・千歳1号支線(四日市港)	四日市市千歳町	四日市市千歳町	臨港道路・千歳1号幹線	四日市港(千歳)

② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定された道路の沿道の建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を以下の事業により負担します。

■ 避難路沿道建築物耐震対策促進事業の概要 (平成28年3月時点)

事業名	概要	補助率
避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金(避難路沿道建築物耐震対策促進事業)	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断の補助を行う。	国 1/2、県 1/4、市町 1/4

③ 既成市街地の耐震化の促進

想定される地震の被害を軽減させるためにも、市町において、老朽木造住宅が集積している既成市街地を、優先的に耐震化を促進する地域として位置づける等地域の実情に合わせた耐震化を促進します。

特に、老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」は、老朽木造住宅が多いことから倒壊の危険性が高いとともに、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高い地域です。

このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、住宅の耐震化だけでは、必ずしもまちの安全性が実現されとは限りません。県では、県内の密集市街地を地域特性に応じて分類し、それぞれの地域特性に応じた改善策を示していますが、老朽木造住宅の除却・建替、特に空き家の除却は、全ての分類において改善が必要な項目としています。

すなわち、老朽木造住宅の除却・建替は、住宅の不燃化の促進に結びつくもので、まちの安全性の確保にもつながります。また、除却・建替が困難な建築物については、耐震化とともに不燃化を図るよう普及啓発に取り組みます。

④ 空き家対策の実施主体である市町との連携

平成25年統計調査によると、管理不全の空き家を含む「その他の住宅」は住宅総数の8.3% (約69,000戸) を占め、年々増加の傾向にあります。今後も空き家が一層増加すること、平成27年以降、県内でも世帯数が減少に転じると予測されていることを踏まえると、管理不全の空き家が今後も増加するものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、空き家対策の実施主体である市町と連携し、補強による耐震性の確保もしくは除却等により、まちの安全性を確保します。

⑤ がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援

地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域にある建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図ります。

■ がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

(平成28年3月時点)

事業名	概要	補助率
がけ地近接等危険住宅移転事業	<p>がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅^(※1)の安全な場所への移転を促進するため、国と県・市町が移転者に危険住宅の除却等に要する経費及び新たに建設する住宅(購入も含みます)に要する経費に対し補助を行う。</p> <p>【対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域^{(※2)(※3)} ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」 	<p>除却費 : 802 千円/戸</p> <p>建設助成費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 : 4,150 千円/戸 ・特殊土壌等 : 7,080 千円/戸

※1 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域として、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域内及び建築を制限している区域内にある住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。(条例制定等の前に建築された住宅に限る。)

※2 三重県において、「条例で指定した災害危険区域」は、紀宝町における「紀宝町災害危険区域に関する条例」によって指定された相野谷川流域の一部が該当。(ただし、条例が施行された平成11年5月以前に建築された住宅に限る。)

※3 「条例で指定した建築を制限している区域」は、三重県建築基準条例第6条の規定に基づく区域。(ただし、条例が施行された昭和46年12月以前に建築された住宅に限る。)

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層(養老-桑名-四日市断層帯、布引山地東縁断層帯(東部)、頓宮断層)を震源とする地震を対象として作成した、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図(平成23年度版)」と、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて県が想定し作成した「津波浸水予測図(平成25年度版)」の2種類を作成し、目的別に公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、適切な地震・津波対策を講じていただくよう啓発に努めます。

② 防災ガイドブックの作成

県では、いつ発生してもおかしくない東海地震、今世紀前半の発生が懸念されている

南海トラフ地震等の大地震、近年多発する台風や集中豪雨による風水害など、さまざまな自然災害等に県民の方々に備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を改訂し、「わが家の防災情報メモ・わが家の災害リスク」を新たに作成しました。

『三重県防災ガイドブック』は、「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、県民の方々に地震・風水害の知識を持っていただくこと、地震・風水害への備えをしていただくこと、地震・風水害が発生した際に適切な行動をとっていただくことに役立てていただく内容としています。

このガイドブックを用いて、家族防災会議を開いたり、地域での学習会などに活用したりしていただいたり、あるいは家族の防災マップを作成していただくよう普及に努めます。

『わが家の防災メモ・わが家の災害リスク』は、家族・親戚・知人の連絡先や避難場所など、緊急時に必要な情報をあらかじめ記入しておく『わが家の防災メモ』と、地震や大雨の際に、自宅にどのようなリスクがあるのかを整理しておくための『わが家の災害リスク』を1枚のシートにまとめています。

このシートを用いて、各家庭において、災害に備えるための情報を家族全員で調べて共有していただくとともに、居間、玄関等平時に目にするところへ貼付していただき、緊急時に活用していただくよう普及に努めます。

③ インターネットを活用した情報提供

ホームページ「e-すまい三重」(<http://www.pref.mie.lg.jp/jutaku/hp/>)を活用し、その中の「三重県の建築物・宅地防災のホームページによるこそ」において、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行うとともに、耐震診断・耐震改修以外の総合的な建築物の安全対策についての情報提供を行っていきます。

また、パンフレット等の配布により耐震診断・耐震改修についての情報提供を行っていきます。

4 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第17条第2項において、「コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀のうち、倒壊等により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるもの（以下、「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、当該ブロック塀等について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、ブロック塀等の所有者等に対し、市町と協力し、ブロック塀等の耐震対策の普及啓発を行っていきます。

② 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

県では、三重県防災対策推進条例第17条第1項において、「建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付ける物（以下、「広告塔等」という。）の所有者、管理者又は設置者は、落下危険物（当該建築物のタイル等の外装、窓ガラスその他これらに類する物又は広告塔等のうち、落下により人の生命、身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行を妨げるおそれのあるものをいう。）について、災害に対する安全性を確保するため、必要な点検を行うとともに、必要に応じ、改修その他の整備を行うよう努めなければならない。」と規定しています。

また、同条例第44条において、「県は、市町又は落下危険物、ブロック塀等若しくは自動販売機（以下この条において「落下危険物等」という。）にかかわる団体と連携して、落下危険物等の実態を調査するとともに、災害に対する安全性の確保について啓発を行わなければならない。」と規定しています。

この規定に基づき、広告塔等の所有者等に対し、市町や関係団体と協力し、広告塔等の耐震対策の普及啓発を行っていきます。

③ 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発と指導を行っていきます。

④ エレベーターの安全確保の実施

建築基準法に基づき、平成21年9月28日以降に新設するエレベーターには、大規模地震時に乗客の安全を確保するために、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。それ以前は設置が義務付けられていないため、既設エレベーターへの安全装置の設置を促進するとともに、これらの安全装置が設置済みであることを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性を確保するよう、関係団体と協力し、制度の普及啓発を行っていきます。

⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

住宅・建築物の耐震性が十分であっても、住宅における家具やオフィス・病院等における器具・機材等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。そのため、だれでも直ぐに取り組める地震対策の一つとして、家具等の転倒防止や固定の方法について、パンフレット等により県民のみなさんに普及啓発を行っていきます。

第5章 その他計画の推進に関し必要な事項

1 独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修

独立行政法人都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)及び独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成十八年国土交通省告示第百八十四号)に基づき、委託により、耐震診断及び耐震改修を実施します。

また、その実施にあたっては、区分所有による共同住宅等は、合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断及び耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、原則として、区分所有による共同住宅等を対象として実施します。

2 市町が策定する耐震改修促進計画

耐震改修促進法において、市町においても「耐震改修促進計画」の策定に努めるものとされています。

県では、甚大な被害をもたらすと予想される、南海トラフ地震等の発生が切迫していることから、他県にまして一層、市町及び県民のみなさんによる耐震化への取組みが重要です。耐震化の促進を、市町と連携し、計画的、効果的に進めていくため、市町についても「耐震改修促進計画」の策定を促していきます。

市町耐震改修促進計画は、以下の方針に基づき策定するものとします。

ア できるだけ早期に策定する。

イ 計画期間は、策定年度から平成32年度までとする。

ウ 定めるべき事項については、国の基本方針をはじめ、本計画及び区市町村の地域防災計画等との整合を図るとともに、地域の状況を考慮して策定する。

エ 市町は、市町耐震改修促進計画の策定に当たって、県と十分な調整を行うものとする。

【参考】 市町耐震改修促進計画の記載事項例

計画の基本事項

- 1 計画の目的等
 - (1) 計画の目的
 - (2) 対象区域、計画期間、対象建築物
- 2 想定される地震と被害の状況
 - (1) 大規模地震発生の緊迫性
 - (2) 想定される地震
 - (3) 想定される建物被害
- 3 耐震化の現状

- (1) 住宅の耐震化の状況
- (2) 建築物の耐震化の状況

計画の方針

- 1 基本的な取組方針
- 2 計画の目標
 - (1) 住宅の耐震化の目標
 - (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標
 - (3) 公共が所有する建築物の耐震化の目標
- 3 施策の体系

住宅・建築物の耐震化のための施策

- 1 住宅の耐震化
 - (1) 木造住宅の耐震化の支援
 - (2) 住宅の耐震化の促進
 - (3) 計画的な耐震化の推進
 - (4) 多様な主体の連携
- 2 建築物の耐震化
 - (1) 建築物の耐震化の支援
 - (2) 建築物の耐震化の促進
 - (3) 計画的な耐震化の推進
 - (4) 多様な主体の連携
- 3 まちの安全
 - (1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策
 - (2) 耐震化の促進のための普及啓発
- 4 その他建築物の地震に対する安全対策

その他計画の推進に関し必要な事項

独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修